

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		選挙人名簿抄本
市の機関の名称		選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		蕨市選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的		選挙人を把握するため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 生年月日、5. 年齢
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		年齢満十八年以上の日本国民のうち、転入して三か月以上居住している者
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	公職選挙法第11条、第11条の2、28条
	内 容	登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。死亡、日本国籍を失ったなど登録の抹消をしなければならないとき。記載されている者について、選挙権及び被選挙権を有しない者が確認できたとき。上記の場合について訂正・利用停止を行う。
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☐ 無し
(備考)		